



島根県報

令和4年10月18日（火）

号外 第 124 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始（2件）

(") 3

告 示**島根県告示第677号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年10月18日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県道	一の瀬折居線	浜田市三隅町井野へ509番2地先から同へ519番3地先まで	前	メートル 3.95～ 10.56	メートル 28.44	浜田県土整備事務所	災害復旧工事 拡幅
			後	4.86～ 11.68	28.44		

島根県告示第678号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 4 年10月18日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	一の瀬折居線	浜田市三隅町井野へ509番2地先から同へ519番3地先まで	メートル 28.44	令和4年 10月18日	浜田県土整備 事務所	

島根県告示第679号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 4 年10月18日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	吉賀匹見線	益田市匹見町紙祖口805番1地先から同口574番1地先まで	メートル 121.00	令和4年 10月18日	益田県土整備 事務所	